

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人人間性探究研究所

(2) 代表者の氏名

北山 紀代

(3) 主たる事務所の所在地

京都市山科区四ノ宮小金塚1-169

(4) 定款に記載された目的

この法人は、マインドトーク洞察法（日常生活の様々な出来事や災難に遭遇した場合の、適切な物事の受け取り方や対処の仕方を学びトレーニングする一つの方法）の研究・開発及び普及、情報発信、または実践的指導者創出に関する事業を行うことにより人の精神的伸長と社会の健全な発展を図ることを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月12日

(文化市民局地域自治推進室)